

市からの お知らせ

記号の意味

- 主催者
- 対象・定員
- 日時・期間
- 場所・会場
- 費用
(記載のないものは無料)
- 持ち物
- 申込方法
- 問い合わせ
- 保育あり

申し込み記入例

- あて先は
各記事の申込先へ
- 住所の記載がないものは
〒181-8555
三鷹市役所〇〇課へ
- 往復はがきの場合は
返信用にも住所・氏名を
記入してください

- 1.行事・事業名(希望日・コース・回)
- 2.郵便番号・住所
- 3.氏名(ふりがな)
- 4.年齢(学年)
- 5.連絡先(電話番号・ファクス番号、メールアドレス)
- 6.そのほか必要事項(保育希望の有無など)

お知らせ

建築物アスベスト調査の助成

平成18年8月31日以前に建築された市内の戸建て住宅と分譲共同住宅の吹き付け材に、アスベストが使用されているかを判断するために行う調査を助成します。

戸建て住宅=対象建築物に住所を有する所有者、分譲共同住宅=「建物の区分所有等に関する法律」に規定する管理者

◆助成金額 調査経費の2分の1(上限は1棟当たり戸建て住宅10万円、分譲共同住宅20万円)

※調査方法は、調査機関による吹き付け材のアスベストの有無の目視調査および定性定量調査。

申請書に必要書類を添えて環境政策課(第二庁舎2階へ)

同課☎内線2523

繁殖期のカラスにご注意ください

4月中旬～6月はカラスが樹木に巣を作り、ヒナや卵を守るため、近くを通る歩行者を威嚇・攻撃することがあります。

◆カラスの被害から身を守るために

- ①樹木を適切にせん定して巣作りを防止。
- ②興奮しているカラスに近寄らない。
- ③自宅など敷地内にカラスの巣があり、威嚇・攻撃行動があるときは、「カラス営巣中」など注意喚起の貼り紙を貼る。

◆ごみ出しのひと工夫

- ①ごみは収集日当日に出す。
- ②生ごみは水をしっかり切る。
- ③プラスチックごみは食べかすを取り除く。
- ④袋の口をしっかりと閉じる。
- ⑤ふた付き容器や防鳥ネットなどを使う。

◆カラスの巣を撤去します

市内の戸建て住宅の敷地内に巣があり、①巣の中にヒナや卵がある、②カラスから威嚇・攻撃を受けている、③巣がある土地の所有者から巣の撤去の同意が得られている方(事業所、集合住宅にある巣は対象外)

所定の申込書を環境政策課へ

同課☎内線2525

国保温泉センター割引利用券を配布します

市の国民健康保険に加入している方

◆利用施設 ①檜原温泉センター「数馬の湯」、②奥多摩温泉「もえぎの湯」、③秋川渓谷「瀬音の湯」、④ひので三ツ沢「つるつる温泉」

◆配布場所 保険課(市役所1階9番窓口)、市政窓口

◆割引後の利用料金 大人400円(③④は600円)、小学生200円

同課☎内線2386

※有効期限は平成25年3月31日(日)まで。

「生涯学習事業情報(春号)」をご利用ください

生涯学習関連の講座やイベントなどの情報(子ども対象の事業も含む)をまとめました。市ホームページでご覧いただけるほか、相談・情報センター(市役所2階)、生涯学習課(教育センター2階)、図書館、社会教育会館、第二体育館、コミュニティセンター、市政窓口で配布します。

同課☎内線3315

「コーヒー入れて!」54号配布中

今号のテーマは「ワーク・ライフ・バランス」。市の関連施設などで配布中です。

企画経営課☎内線2115

災害時にも役立つみたか地域SNS(ポキネット)をご利用ください

みたか地域SNS(ポキネット)は、会員が日記や掲示板の機能を使い情報を発信、また地域の情報を入手できるサービスです。災害発生時には画面が切り替わり、災害および避難情報が入手できます。

◆「みたか地域SNS」を利用するには

既存会員から招待メールを送ってもらい、案内に従い「みたか地域SNS」ホームページ <http://www.mitaka-sns.jp/> にアクセスし、会員登録してください。登録にはパソコンや携帯電話のメールアドレスが必要です。既存会員の知り合いがいない方は、みたか地域SNS運営委員会事務局 sns-info@mitaka-sns.jp へお問い合わせください。

情報推進課☎内線2146

「地域の人と人のつながりに関する意識調査」へのご協力ありがとうございました

アンケート集計結果は図書館、コミュニティセンターでご覧いただけます。

独国立精神・神経医療研究センター同研究センター☎042-346-1989、三鷹市地域福祉課☎内線2600

国保・年金

国民年金保険料は失業による特例免除があります

平成23年3月31日以降に失業した場合、本人の所得額にかかわらず保険料の納付が免除される特例免除制度を申請することができます(配偶者や世帯主に一定額以上の所得があるときは承認されない場合あり)。平成23年度分(23年7月～24年6月)の受付期限は7月31日(火)です。

年金手帳と離職票または雇用保険受給資格者証などを持参し、市民課(市役所1階3番窓口)へ

同課☎内線2394、武蔵野年金事務所☎0422-56-1411

税金

都市計画税特例税率の変更

市では、これまで市税条例で定める税率0.3%を0.22%とする特例措置を講じてきましたが、安全で安心な生活を確保し、道路・公園などの都市施設の整備や更新が必要となることから、平成24年度の都市計画税の特例税率を0.22%から0.225%に変更しました。

資産税課☎内線2363

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 市内に所在する土地、家屋の固定資産税の納税者

5月31日(木)までの午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

資産税課(市役所2階28番窓口)

免許証など本人確認書類(代理人の場合は本人の委任状と代理人の確認書類)を持参し期間中同課へ

※市内の路線価および標準宅地の一覧表も同課窓口で公開します。

同課☎内線2363

子育て・教育

「子ども手当」は「児童手当」に変わりました

子ども手当の受給者は、自動的に児童手当の受給者に移りました。新たな申請は不要です。

中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)のお子さんを養育している方

◆手当月額(変更ありません)

- ・0～3歳未満(一律)=15,000円
- ・3歳～小学6年生(第1・2子)=10,000円
- ・3歳～小学6年生(第3子以降)=15,000円
- ・中学生(一律)=10,000円

◆6月分(10月支給)からは所得制限が導入されます

・所得制限超過世帯(一律)=月額5,000円

◆支給月 6月・10月・2月

◆児童手当の新規申請手続き

お子さんが生まれた方や転入した方は、15日以内の申請が必要です。

※世帯の生計中心者(所得の高い方の保護者)が単身赴任などで市外に在住する場合は、生計中心者が住民票を置いている市町村で申請してください。

※公務員は勤務先で申請してください。

◆平成23年9月分まで子ども手当を受給していた方

昨年10月からの「子ども手当」について申請が済んでいない方は、9月30日(日)までに必ず申請してください。

子育て支援課☎内線2751

私立小・中学校等児童・生徒の保護者補助事業終了のお知らせ

私立小・中学校などの児童・生徒の保護者に対し年額9,000円を補助する事業は、平成23年度末をもって終了しました。

子育て支援課☎内線2754

西児童館 乳幼児のあそびひろば

◆ちびっこの日

開館日の午前9時～午後1時

◆サークルタイム

月～土曜日の午前11時30分から

◆春が来たアスレチック

4月18日(水)午前10時から

◆4月生まれのお誕生日会

4月26日(木)午前11時30分から

◆こいのぼりつくり

5月2日(水)午前10時30分から

いずれも当日会場へ

同館☎0422-31-6039

※5月5日(祝)のこどもの日は、午前9時～午後5時まで通常通り開館します。

むらさき子どもひろばの催し(4月後半)

◆乳幼児対象の定例行事

「三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」の改正(案)の基本的な考え方に ご意見をお寄せください

ごみ対策課☎内線2533

市ではかねてよりごみの減量・資源化のための分別収集に取り組み、市民のみなさんのご協力により大きな成果を上げています。ところが近年、市の許可を得ていない者が行政回収に出された資源物を無断で持ち去る行為が多発し、せっかく市民のみなさんと協働で築き上げてきたリサイクルシステムも揺るぎかねません。

そこで条例を改正し、資源物の持ち去り行為の禁止を図ります。その基本的な考え方がまとまりましたので、みなさんのご意見をお寄せください。

◇主な内容

・持ち去り行為の禁止

行政回収のために所定の場所に出された資源物を、市や市の認める回収業者など以外の者が収集・運搬する行為を禁止する

・禁止命令

市は違反者に対して禁止命令を行うことができる

・罰則など

禁止命令に従わない場合、違反者の氏名などの公表や罰金を科すことができる

・対象となる資源物は古紙、空き缶、空きびん、古着

※条例改正(案)の基本的な考え方は、市ホームページ「パブリックコメント」に掲載する

ほか、同課(第二庁舎2階)、相談・情報センター(市役所2階)、市政窓口、市民協働センターでも配布します。

◆ご意見・ご要望をお寄せください

4月30日(休)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を記入し、直接または郵送・ファクス・電子メールで「〒181-8555ごみ対策課」・☎0422-47-5196・gomi@city.mitaka.tokyo.jpへ



パブリックコメント 市の重要な政策を策定する際に、原案を公表し広く市民のみなさんから意見を求め、いただいた意見を考慮しながら政策を決定すること